

合併協議会だより

平成16年12月13日(月)に第3回合併協議会を開催しました。協議の結果、23の協定項目が決定され、50協定項目うち46項目が決定しました。

協議事項

協議第37号 協定項目3 新町の名称について

新町の名称は、ときがわ町とする。

新町の名称

「都幾川町」案

もともと「都幾川」と称する地域があったわけではなく、昭和の大合併のときに、明覚村、平村、大櫛村が合併して都幾川村が誕生しましたが、命名の理由については、地域を流れる「都幾川」により、住民が広く恩恵を受けており、この地域にふさわしいというものでした。

当時、この3か村に玉川村を加えた4か村で合併しようとする動きもあり、もし、4か村で合併していたならば、上記の理由により、「都幾川村」となっていたかもしれないとの考えによるものです。

また、両村には清流、都幾川が流れており、地域の地理的イメージにも合致した名称であると考えられます。

「ときがわ町」案

上記の「都幾川町」案で説明した理由に加え、暖かく、優しく、やわらかいイメージがある名称であり、新たにスタートする新町の名称にふさわしいとの考えによるものです。2村の議会で検討いただいた中で、一番多かった案でもあります。

【協議結果】

協議会では、上記の案のほかに「とき川町」という意見もありましたが、最終的には全会一致で、「ときがわ町」が新町の名称と決定されました。

協議第38号 協定項目4 新町の事務所の位置について

- 1 新町の事務所の位置は、比企郡玉川村大字玉川2490番地(現在の玉川村役場)とする。
- 2 現在の都幾川村役場は、新町の分庁舎とする。

新町の事務所の位置

地方公共団体の事務所の設定は地方自治法第4条第2項に、「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。」と規定されています。

両村の庁舎の周辺には公共施設や住居が集積した状況ですが、明覚駅周辺では、両村の境がわからないくらい住居が集積しており、両村を一つの地域として考えた場合、住居の集積度がより高い、現在の玉川村役場を新町の事務所の位置とすることが適当であるとの考えによるものです。

【協議結果】

協議会では、新町の事務所の位置については『現在の玉川村役場』とし、現在の都幾川村役場は、新町の分庁舎とすることが、全会一致で決定されました。

協議第39号 協定項目6 地域自治組織の取扱いについて

- 1 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4に規定する地域審議会、同法第5条の5に規定する地域自治区及び同法第5条の8に規定する合併特例区は、新町において設置しないものとする。
- 2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の4に規定する地域自治区の設置については、新町において検討する。
- 3 各地域の均衡ある発展及び地域住民の連帯の強化を住民と協働で推進するため、都幾川村の区域及び玉川村の区域に、非常勤の特別職として、参与を置くことができる。

協議第40号 協定項目12号 特別職の職員の身分の取扱いについて

- 1 新町に町長のほか常勤の特別職として、助役、教育長を置く。なお、収入役の設置については、新町において検討する。
 - (1)人数及び任期については、各法令の定めるところによる。
 - (2)報酬額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併時に再編する。
- 2 行政委員(農業委員会委員を除く。)の委員数及び任期については、各法令の定めるところによる。報酬額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに合併時に再編する。
- 3 審議会、委員会等の附属機関については、次のとおりとする。
 - (1)両村に設置されているものについては、合併時に再編する。
 - (2)2村のいずれかに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものについては、合併時に統合する。
 - (3)人数、任期及び報酬額については、現行の制度をもとに合併時に再編する。
- 4 その他の非常勤の特別職で、新町において引き続き設置する必要のあるものについては、現行の任期、報酬額をもとに調整し、新町において新たに設置する。
- 5 新町の町長の職務執行者については、2村の長が別に協議して定める。

協議第41号 協定項目9 一般職の職員の身分の取扱いについて

- 1 都幾川村及び玉川村の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 職名及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一を図る。
- 4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、調整し統一を図る。なお、合併時、現職員については、現給料月額を保障する。

協議第42号 協定項目14 事務組織及び機構の取扱いについて

- 1 新町の事務組織及び機構については、合併時まで再編する。
- 2 事務組織及び機構の再編に当たっては、分庁方式による窓口分散等、住民の混乱を招かないよう、わかりやすく、利用しやすい組織及び機構に整備する。

協議第43号 協定項目22 - 9 住民窓口業務の取扱いについて

- 1 各種証明書発行については、合併時に再編する。
- 2 窓口延長については、合併時に再編する。
- 3 郵便局における取扱いについては、現行のとおり、都幾川郵便局のみ実施する。
- 4 電話予約サービスについては、都幾川村の例により、合併時に統合する。

協議第44号 協定項目22 - 10 国民健康保険事業の取扱いについて

- 1 国民健康保険税
 - (1)納期については、7月から2月の8期とし、都幾川村の例により、合併翌年度当初に統合する。
 - (2)仮算定については、合併年度限りで廃止する。
 - (3)税率については、合併翌年度当初に再編する。
 - (4)最高限度額については、現行のとおりとする。
 - (5)軽減措置については、現行のとおりとする。
 - (6)減免措置については、合併時に再編する。
- 2 国民健康保険基金
 - (1)基金については、すべて新町に引き継ぐ。
 - (2)高額療養費資金貸付については、限度額を見込額の90%とし合併時に再編する。
 - (3)出産費資金貸付については、限度額を見込額の80%とし、合併時に再編する。
- 3 短期被保険者証については、合併翌年度当初に再編し、資格証明書については、合併後検討する。
- 4 国民健康保険運営協議会については、合併翌年度当初に再編する。
- 5 出産育児一時金、葬祭費については、現行のとおりとする。

6 国民健康保険保健事業

(1) 検診等相違のある事業については、合併時に再編する。

(2) 保養施設宿泊利用助成については、現行のとおりとする。

7 国民健康保険の一部負担金の減免措置については、現行のとおりとする。

協議第45号 協定項目22-11 介護保険事業の取扱いについて

1 第2期介護保険事業計画については、合併翌年度当初に再編する。

2 介護保険料の賦課及び納期

(1) 第2期介護保険事業計画による第1号被保険者保険料については、合併翌年度当初に再編する。

(2) 第1号被保険者保険料の普通徴収に係る納期については、7月から2月の8期とし、合併翌年度当初に再編する。

3 介護認定審査会については、現行のとおりとする。

4 介護システムについては、合併翌年度当初に再編する。

協議第46号 協定項目22-12 保健、医療事業の取扱いについて

1 予防接種については、現行のとおりとし、相違のあるものについては、合併時に統合又は再編する。

2 乳幼児及び母子に関する事業については、現行のとおりとし、相違のあるものについては、合併時に再編する。

3 基本健康診査については、平成19年度当初に再編する。

4 がん検診については、現行のとおりとし、相違のあるものについては、平成19年度当初に再編する。

5 その他の検診については、平成19年度当初に統合又は再編する。

6 老人保健機能回復訓練事業については、合併時に統合する。

7 個別りハビリ相談については、現行のとおりとする。

8 健康教育、健康相談等については、合併時に統合又は再編する。

9 腹部超音波検診については、現行のとおりとする。

10 よい歯のコンクールについては、現行のとおりとする。

11 訪問指導については、合併時に再編する。

12 精神保健福祉事業については、現行のとおりとし、相違のあるものについては、合併時に統合又は再編する。

13 地区組織活動については、新町に引き継ぐものとする。

協議第47号 協定項目22-13 障害者福祉事業の取扱いについて

1 障害児(者)生活サポート事業については、合併翌年度当初に再編する。

2 障害者ホームヘルプサービス事業については、合併翌年度当初に再編する。

3 障害者スポーツ・レク交流会については、合併翌年度当初に再編する。

4 身体障害者訪問入浴サービス事業については、合併後、速やかに再編する。

5 重度心身障害者自動車等燃料費助成事業については、合併翌年度当初に再編する。

- 6 重度心身障害者福祉タクシー利用料助成事業については、合併翌年度当初に再編する。
- 7 重度心身障害者医療費支給事業については、現行のとおりとする。
- 8 障害者福祉計画については、合併後、速やかに策定する。
- 9 身体障害者診断書料補助事業については、現行のとおりとする。

協議第48号 協定項目22 - 14 高齢者福祉事業の取扱いについて

- 1 高齢者保健福祉計画については、合併翌年度当初に再編する。
- 2 高齢者慶祝事業については、合併翌年度当初に再編する。
- 3 配食サービス事業については、合併翌年度当初に再編する。
- 4 住宅介護支援センター運営事業については、合併翌年度当初に再編する。

協議第49号 協定項目22 - 15 児童福祉事業の取扱いについて

- 1 児童手当については、国の制度のため、現行のとおりとする。
- 2 児童扶養手当については、国の制度のため、現行のとおりとする。
- 3 特別児童扶養手当については、国の制度のため、現行のとおりとする。
- 4 父子手当支給事業については、合併時に廃止する。
- 5 乳幼児医療費支給事業については、現行のとおりとする。
- 6 児童医療費支給事業については、玉川村の例により、合併翌年度当初に統合する。
- 7 ひとり親家庭等医療費支給事業については、現行のとおりとする。
- 8 児童相談に関することについては、合併後、速やかに再編する。
- 9 青少年対策に関することについては、合併後、速やかに再編する。
- 10 次世代育成支援行動計画については、合併後、速やかに再編する。
- 11 児童虐待ネットワークについては、合併後、速やかに再編する。
- 12 出産祝い金制度については、都幾川村の例により、合併翌年度当初に統合する。

協議第50号 協定項目22 - 16 保育事業の取扱いについて

- 1 放課後児童対策事業については、平成19年度当初に再編する。
- 2 家庭保育室運営補助事業については、合併翌年度当初に再編する。
- 3 特別保育補助事業については、合併翌年度当初に再編する。
- 4 保育料及び保育料の減免については、国の保育所徴収金基準額表を参考に、合併翌年度当初に再編する。
- 5 公立保育所管理運営事業については、合併翌年度当初に再編する。

協議第51号 協定項目22 - 17 ごみ処理事業の取扱いについて

- 1 廃棄物処理計画の実施計画については、合併時に再編する。
- 2 ごみの搬出、収集体制については、合併後、速やかに再編する。
- 3 粗大ごみ収集運搬手数料については、合併時に統合する。
- 4 指定ごみ袋制度については、現行のとおりとする。
- 5 ごみ減量化対策事業については、合併時に再編する。

- 6 集団資源回収事業については、合併時に再編する。
- 7 一般廃棄物収集運搬許可については、合併時に再編する。

協議第52号 協定項目22 - 18 環境対策事業の取扱いについて

- 1 環境保全条例については、合併後、速やかに再編する。
- 2 環境審議会については、合併後、速やかに再編する。
- 3 公害防止協定については、合併時に再編する。
- 4 地球温暖化対策については、合併後、速やかに再編する。
- 5 土砂等による土地の埋立て等の規制については、合併後、速やかに再編する。

協議第53号 協定項目22 - 19 農林水産業振興事業の取扱いについて

- 1 農業振興地域整備計画については、合併後、速やかに再編する。
- 2 米生産調整対策事業については、現行のとおりとし、国及び県の施策動向を見極めながら調整する。
- 3 森林整備計画については、合併後、速やかに再編する。

協議第54号 協定項目22 - 20 商工、観光事業の取扱いについて

- 1 融資制度については、合併時まで再編する。また、合併時において貸付されているものについては、現行の制度を適用する。
- 2 利子補給制度については、玉川村の例により、合併時に統合する。また、合併時において貸付されているものについては、現行の利子補給率を適用する。
- 3 商工会については、それぞれの事情を尊重し、統合するよう調整に努める。補助金については、別途協議の上、合併後に再編する。
- 4 観光協会については、関係する団体と協議し、合併後に再編する。
- 5 祭り・イベントについては、現行のとおりとする。ただし、「木のむらフェスティバル」及び「玉川まつり」については、合併後、速やかに再編する。

協議第55号 協定項目22 - 21 勤労者、消費者関連事業の取扱いについて

- 1 勤労者住宅資金融資制度については、現行のとおりとする。
- 2 消費生活相談については、現行のとおりとする。

協議第56号 協定項目22 - 22 道路、河川事業の取扱いについて

- 1 道路については、現行のとおり、新町に引き継ぐものとする。道路新設、改良については、新町建設計画及び既存の整備計画を基に、合併後、速やかに新町道路整備計画を策定し、計画的に実施する。
- 2 河川については、現行のとおり、新町に引き継ぐものとする。河川事業については、合併後、速やかに新町河川整備計画を策定し、計画的に実施する。
- 3 地籍調査事業については、現行のとおりとし、合併後、速やかに事業計画を策定し、計画的に実施する。

協議第57号 協定項目22 - 23 都市計画事業の取扱いについて

- 1 都市計画審議会については、合併後、速やかに再編する。
- 2 都市計画マスタープランについては、合併後、速やかに再編する。

協議第58号 協定項目22 - 25 下水道事業等の取扱いについて

- 1 浄化槽市町村整備推進事業計画については、事業区域を新町に引き継ぎ、合併時に再編する。
- 2 浄化槽市町村整備推進事業施設使用料及び分担金については、現行のとおりとする。
- 3 浄化槽市町村整備推進事業推進補助制度については、合併時に再編する。

協議第59号 新町建設計画案について

新町建設計画案については、次回に継続協議となりました。

< 新町建設計画策定方針 >

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年3月29日法律第6号)第5条の規定に基づき、都幾川村・玉川村合併協議会において策定する新町建設計画については、次に掲げる策定方針により取り組むものとする。

1 計画の趣旨

新町建設計画は、都幾川村及び玉川村が合併し誕生する新町のまちづくりの基本方針を定め、これに基づく計画を策定し、その実現により、2村の速やかな一体性の確立と住民福祉の向上を図るとともに、新町の均衡ある発展をめざすものである。

2 計画の内容

新町建設計画は、次の4項目を中心に構成するものとする。

新町のまちづくりの基本方針

新町または県が実施する新町のまちづくりの根幹となるべき事業

公共的施設の統合整備

新町の財政計画

3 計画の期間

新町建設計画期間は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10か年度とする。

4 住民意向の反映

新町建設計画の策定にあたっては、比企地域3町3村合併協議会において実施したアンケートと現在の2村の総合振興計画、また、平成16年10月18日に全戸配布した2村合併に関するアンケート、さらには、協議会だよりやホームページなどの広報広聴事業により、住民の声を計画の中に反映するよう努めるものとする。

5 計画策定の基本的な考え方

- (1) 新町建設計画は、合併後の新町において策定することとなる新町の総合振興計画の指針となるものである。
- (2) 新町のまちづくりの基本方針の策定にあたっては、将来を見据え総合的かつ長期的視野に立つものとする。
- (3) 新町建設計画は、その実施を通じて、地域住民の生活水準・文化水準を高める役割を担うものとする。
- (4) 新町建設計画は、その実施を通じて、適正な職員体制等行政改革を推進し、組織及び運営の合理化を図るものとする。
- (5) 新町建設計画は、単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮するものとする。
- (6) 公共的施設の統合整備については、住民生活への影響に十分配慮するとともに、地域特性や地域のバランス、さらに財政事情も考慮のうえ検討するものとする。
- (7) 新町の財政計画については、地方交付税、国や県の負担金及び補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新町においても健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとする。

都幾川村・玉川村合併協議会開催予定

第5回合併協議会

平成17年1月12日(水)

場 所 玉川村中央公民館2階

第6回合併協議会

平成17年1月26日(水)

場 所 都幾川村中央公民館3階

開催時間はいずれも14時00分です。

都合により、日程が変更になる場合があります。変更になった場合は、ホームページでお知らせします。なお、傍聴定員は原則30名以内で開催いたします。ご協力をお願いいたします。

都幾川村・玉川村合併協議会

<編集・発行>都幾川村・玉川村合併協議会事務局

〒355-0396比企郡都幾川村大字桃木32番地(都幾川村役場内)

TEL090-8645-4361

090-4374-5165

ホームページ <http://www.tokitama.jp>